

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（概要）

令和 3 年 8 月
自治行政局選挙部政治資金課
自治行政局選挙部政党助成室

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）の一部改正等を踏まえ、政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）及び政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）により規定されている押印義務を廃止するため、所要の改正を行う。

2 改正の概要

- 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条の 13 第 3 項の規定に基づく政治資金監査報告書における登録政治資金監査人の押印義務を廃止するため、政治資金規正法施行規則別記第 29 号様式について、「㊟」を削除する等の改正を行う。
- 政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 19 条第 2 項の規定に基づく監査報告書における公認会計士等の押印義務を廃止するため、政党助成法施行規則第 21 条について、公認会計士等の自署かつ押印を求める規定を、公認会計士等の署名のみを求める規定に改める改正を行う。

3 スケジュール

公布日：令和 3 年 8 月 2 日

施行日：令和 3 年 9 月 1 日